

## 警備事件指定捜査員等運用要綱の制定について（例規通達）

平成 18 年 4 月 21 日

栃木第一第 7 号

栃木県警察本部長通達

この要綱は、捜査本部設置を必要とする警備事件又はこれに準ずる重要特異事件が発生した場合に、事件を管轄する警察署に対して、初期の段階から高度な捜査技術を有する捜査員又は多数の捜査員を投入して万全な捜査体制を確立するため警備事件指定捜査員の派遣及び運用等について必要な事項を定めるための規定である。

主な内容は、

- 指定捜査員の推薦基準
- 派遣上申要領及び派遣期間

である。